

STOP Harassment

ハラスメントのないキャンパスを



ハラスメントとは

ハラスメントは、人間の尊厳を否定し、人格、教育を受ける権利、働く権利等さまざまな人権を侵害するものです。熊本大学は、ハラスメントの予防とその啓発に努め、ハラスメントのない良好な修学・就労環境を形成・維持することを目指します。

Sexual Harassment

セクシュアル・ハラスメント等の例

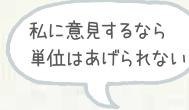
- ・身体的特徴を話題にする。
- ・パソコンの画面に卑猥な画像を表示する。
- ・「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」などという。
- ・同意のない体への接触。



Academic Harassment

アカデミック・ハラスメントの例

- ・不当に単位を与えない。
- ・研究指導やアドバイスをしない。
- ・必要のない深夜の指導、徹夜実験や休日の実験を強要する。
- ・学生を傷つける言動を行う。



Power Harassment

パワー・ハラスメントの例

- ・正当な理由なく他の職場への異動を強要する。
- ・人前で、些細なミスについてもしつこく問い合わせる。
- ・部下を傷つける言動を行う。
- ・仕事に必要な情報を提供しない。



※その他の具体例については「熊本大学ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を参照ください。なお、具体例に例示されていない言動であってもハラスメントに当たる場合があります。

ハラスメント相談窓口

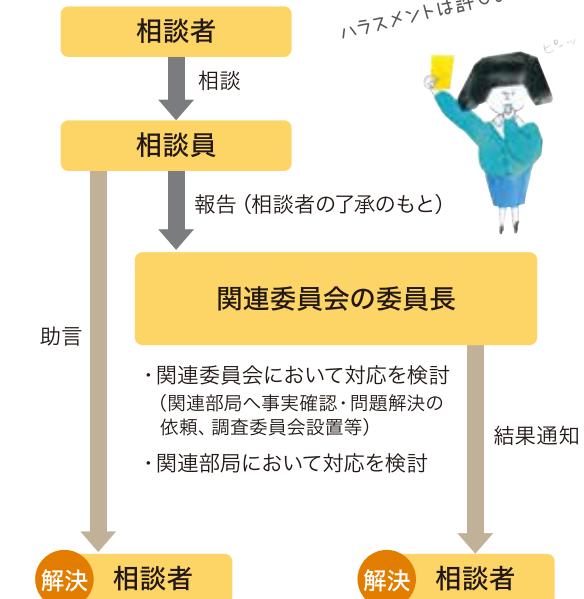
ハラスメント相談員が相談に応じます。**プライバシー厳守**
相談員の名簿・連絡先は熊本大学のホームページ上に公開されています。(どの相談員にでも相談できます。)



ハラスメント防止のために

ハラスメントは、気付かないうちにしている場合があります。常々、自己の言動に心掛けましょう。ハラスメントと思われる言動を見聞きした場合は、ハラスメントにあたる可能性を知らせ、被害の拡大を防止しましょう。被害を受けている人を見たときは、相談相手になり、相談窓口に行くように勧めたり、同行するようにしましょう。

相談から解決への流れ



※この相談・対応フロー図は簡略版です。詳細は、「熊本大学ハラスメントの防止等に関するガイドライン」に掲載された相談・対応フロー図を参照ください。

